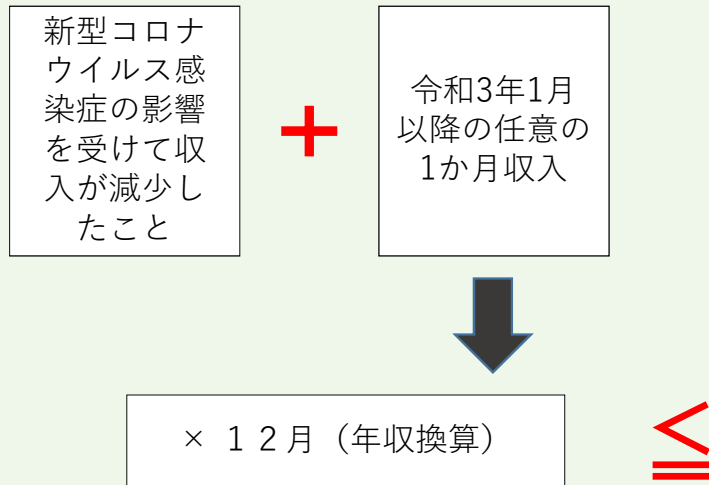


## 判定方法のイメージ



家計急変世帯の対象となる非課税相当収入限度額 早見表（給与収入の例）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.3万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※このイメージは**収入**で判定する場合です。**所得（収入から控除や経費等を減額したもの）**で判定する場合は、申請様式の「（2）簡易な収入（所得）見込額の申立書 記入例、記入要領」をご確認ください。